

# 区画整理だより 第122号

平成25年3月発行

前回は審議会選挙の投票日をお知らせしましたが、今回は  
土地区画整理審議会委員の選挙人名簿縦覧のお知らせです。

縦覧期間：平成25年3月19日（火）～4月1日（月）《土、日を含む毎日》

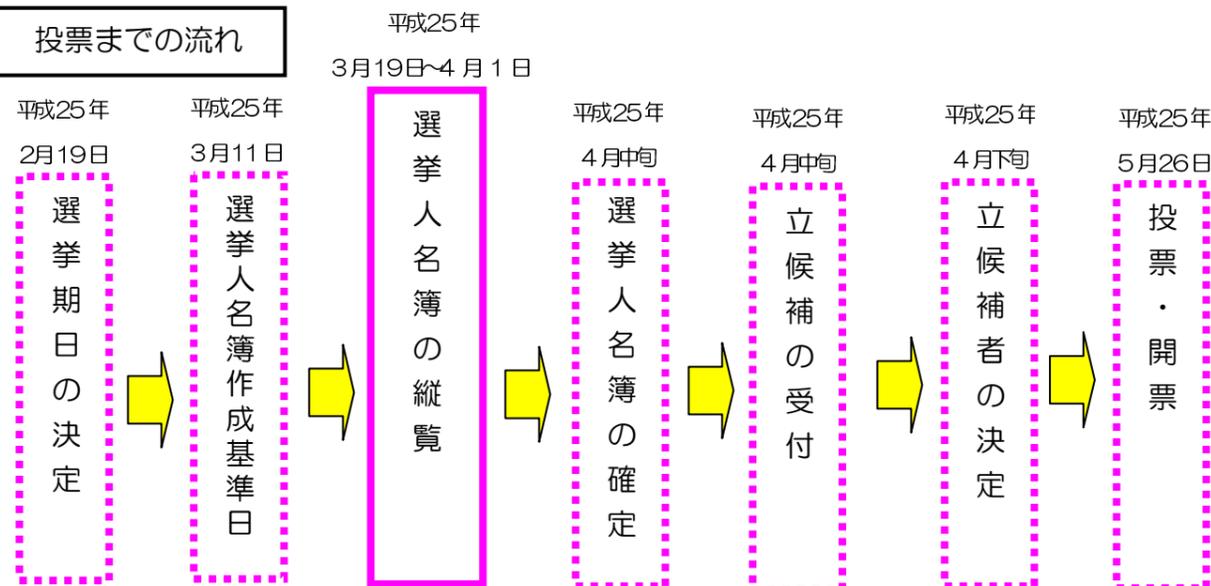
縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所：向洋駅周辺区画整理事務所（府中町鹿籠一丁目21番6号）

この選挙人名簿は、**名簿作成基準日（平成25年3月11日）**に事業区域内の宅地を所有されている方及び借地権をお持ちの方で、今回の審議会委員選挙の選挙権・被選挙権を有する方を記載したものです。審議会委員選挙のための重要な名簿ですので、縦覧によるご確認をお願いします。

なお、この選挙人名簿に記載漏れや誤りがあった場合は、縦覧期間内に、府中町長に対して文書により異議を申し出ることができます。

## 投票までの流れ



## 代表者を選任してください

宅地の所有権や借地権を2人以上でお持ちの場合も、選挙人名簿に關係人としてお名前が記載されますが、選挙権・被選挙権を行使する場合は、共有者の中からどなたか1名を代表者を選任して、「代表者選任通知書」を提出していただく必要があります。

代表者選任通知書に代表者として記載された方のみ、審議会委員の立候補や投票をすることができます。宅地の所有権や借地権を2人以上でお持ちの方は、代表者選任通知書の提出を忘れずをお願いします。なお「代表者選任通知書」には、共有者全員の印鑑登録証明書の添付が必要となります。

また前回の審議会委員選挙において、すでに「代表者選任通知書」を提出され、その後の権利関係に変更がない方は、引き続き代表者として登録されます。

## 相続の届け出をしてください

宅地の所有者や借地権者として登記簿に登録されている方や、提出された各種申告書等に記載されている方が亡くなられている場合は、「相続届出書」を提出して、どなたが相続されたのかをお知らせください。【※相続関係を証する書面（戸籍謄抄本等）及び相続人の印鑑証明を添付すること】

選挙人名簿の縦覧が終わる（平成25年4月1日）までに、相続の届け出をされなければ、選挙人名簿に亡くなられた方のお名前がそのまま記載されるため、相続人の方は選挙権・被選挙権を得ることができませんのでご注意ください。

また相続人が2名以上おられる場合は、どなたが代表者となるのかもあわせて届け出てください。

## 「借地権申告書」受け付けの一時停止について

選挙人名簿作成基準日（平成25年3月11日）から、選挙人名簿が確定する日（平成25年4月中旬）までの間、借地権申告書の受け付けを一時停止します。

選挙人名簿が確定した後は、従来どおり受け付けを行います。

《選挙権・被選挙権を行使できるのは、次回の審議会委員選挙からとなります》

## 日曜相談

毎月第3日曜日に向洋駅周辺区画整理事務所で開催しています。お気軽にご相談ください。

日時：3月17日 朝9:00～昼12:00

日時：4月21日 朝9:00～昼12:00

## お問い合わせ

〒735-0025

安芸郡府中町鹿籠一丁目21番6号

向洋駅周辺区画整理事務所

電話：286-3123・3124

## 第37回土地区画整理審議会を開催しました。

- 1 開催日時  
平成25年2月18日（月曜日） 午後1時30分～午後4時15分
- 2 開催場所  
向洋駅周辺区画整理事務所 会議室（府中町鹿籠一丁目21番6号）



- 3 議題
  - (1) 事業の進捗状況について【公開】一部非公開
  - (2) 仮換地指定（案）について【非公開】
  - (3) その他【公開】

### 4 会議の概要

「事業の進捗状況について」では、

今年度の進捗状況及び来年度の主な事業について説明し、質疑応答及び意見の聞き取りを行いました。（図1）

「仮換地指定（案）について」では、南側の区域について、当初の計画のとおり（図2）に示している部分を、仮換地指定を行う案について諮問を行い、「仮換地指定（案）については妥当である」旨の答申をいただきました。また平成26年度から工事の着手が始まり工事の範囲を少しずつ広げていく考えを説明しました。

### ※《物件移転の状況》（図1）

平成24年度予定で45%を予定していた

平成25年度末計画で、合計で48%が見込まれます。

《工事の進捗状況》

平成25年度末計画で、合計28%が整備される予定です。

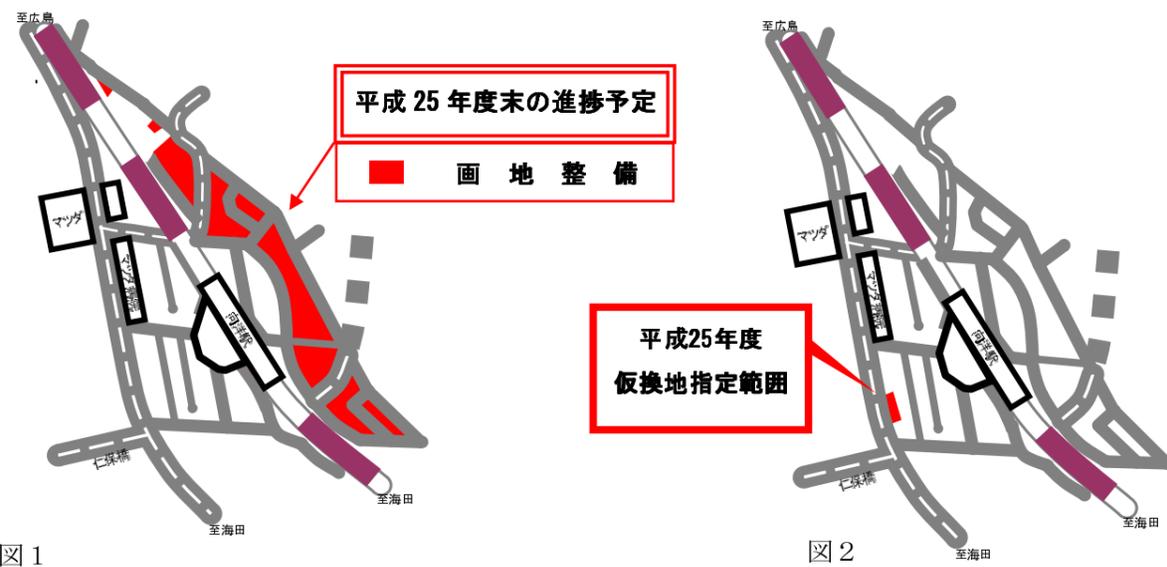


図1

図2

「その他」では

### 【今後の事業の進め方等について】

広島県に対して連続立体交差事業の見直しの事業内容やスケジュールを早急に公表するように強く要望しているところですが、連続立体交差事業見直しの遅れにより、これらについては県より提示されていないことを報告しました。

連続立体交差事業の見直しの遅れ等により区画整理事業にどのような影響を及ぼすのか、また、影響を出来るだけ回避するために、平成25年度中には今後の事業の進め方についての方針を決定する必要があることを説明し、質疑応答及び、今後の区画整理事業の進め方等や清算金の取扱いについて等のご意見をお伺いしました。

### 【審議会委員選挙について】

現在の向洋駅周辺土地区画整理審議会委員の方は、平成20年6月1日の選挙により選ばれていますが、まもなく任期の5年を迎えられます。そのため平成25年5月26日に次期委員を選ぶ選挙を行うことを説明しました。

### 土地区画整理審議会は・・・

町が土地区画整理事業を施行するにあたり、意見を聴いたり、同意を求めたりする重要な機関です。向洋駅周辺土地区画整理審議会は、任期は5年で、事業区域内の宅地の所有者及び借地権者の中から選挙で選ばれた代表者8人、学識経験者2人の合計10人で組織されています。

審議会委員の選挙権・被選挙権を行使できるのは、事業区域内に宅地を所有されている方及び借地権をお持ちの方です。

### 【区画整理事業の進捗状況】



（平成25年3月4日現在）

